

日本海藻協会規約

(名称)

第1条 本会は日本海藻協会 (Japan Kaiso Association) と称する。

(目的)

第2条 本会は日本の海藻産業界の発展を推進すると共に、会員相互の情報交流と親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は第2条の目的に賛同する法人または個人とし、会員の種類は正会員、準会員、名誉会員とする。

- (1) 正会員は第12条に定める年会費3万円を納入する者で、本会の運営に関する表決権を有し、また理事になる権利を有する。また、第6条に定める本会の行う全事業に参加し、サービスを受けることができる。
- (2) 準会員は第12条に定める年会費1万円を納入する者で、本会の行う特定の事業に参加し、サービスを受けることができる。
- (3) 名誉会員は本会に功績のあった者で、理事会の議を経て決定され、年会費の免除を受ける。

第4条 本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得る。

第5条 本会の会員で退会を希望する者は、その旨を文書で届け出なければならない。

(事業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、シンポジウム、講習会等の開催
- (2) ホームページの設定並びに E-mail、FAX、手紙等による各種情報の会員への配布
- (3) ニュースレター(「海藻資源」)等の発行と会員への配布
- (4) 書籍、雑誌、その他の出版物等の案内と販売

- (5) 本会以外の団体等が主催する国内外での学会、シンポジウム、講演会等に対する助成あるいは支援
- (6) その他、理事会で必要と認められた事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内、(2) 会長 1名、
- (3) 理事長 1名、(4) 監事 1名、(5) 専門委員 5名

第8条 本会の役員は次のように選任され、総会で承認を得るものとする。

- (1) 会長は理事会の推薦により選任される。
- (2) 理事は第3条に定める正会員の中から自薦あるいは他薦により選任される。
- (3) 理事長は理事の中から選任される。
- (4) 監事は理事会の推薦により選任される。
- (5) 専門委員は理事会の推薦により選任される。

第9条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会、理事会、その他の全ての会務を総括する。
- (2) 理事長は理事会の運営方針及び事業内容全般を担当する。
- (3) 理事は会長を推薦し、会計予算・決算、事業、その他本会運営の方針を決定する。
- (4) 監事は会計監査を行い、総会にて報告する。
- (5) 専門委員は理事会の承認を得て、本会の行う各種事業を担当する。

第10条 本会の役員の仕事は3年間とし、理事会の推薦を得て総会で承認されなければならない。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第11条 本会は次の会議を行う。

- (1) 総会は3年毎の役員改選総会と臨時総会との2種とし、会長が招集する。総会では本会の運営上重要な事項を審議し、出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成をもって決定する。
- (2) 理事会は会長並びに理事の要請により適宜開催される。理事会は本会の事業運営に関する全ての事項を検討・決定し、また専門委員が

らの提案を検討・決定する。

(会費及び会計)

第 12 条 本会の必要経費は正会員と準会員の会費及びその他の収入で賄う。

- (1) 正会員は年会費 3 万円を納入する。
- (2) 準会員は年会費 1 万円を納入する。
- (3) その他、各種事業を行うときの必要経費はその都度徴収する。

第 13 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局の所在地は理事会にて決定する。

(その他)

第 15 条 本会会員並びに関係者に対する弔慰金、講演会・シンポジウム・講習会等の講師に対する謝礼金、本会会員・役員等の旅費の補助等については理事会で定める。

第 16 条 本規約に定められていない事項については別途細則で定める。

第 17 条 本規約の改正は理事会の議を経て、総会で決定する。

第 18 条 本規約は 2018 年 1 月 1 日から施行する。

(付記)

1. 役付理事は当面次の通りとする。

理事（庶務）、理事（渉外）、理事（会計）、理事（編集）、理事（講演会）、
理事（その他）

2. 本規約に定めのない事項については理事会で決定する。

3. 2008 年 1 月 1 日施行の日本海藻協会規約は 2017 年 12 月 31 日をもって廃止する。

2008. 10. 10.

日本海藻協会規約

補足

A. 専門委員の委託費

1. 委員数 5名以内
2. 手当 2万円／年間

B. 講演者への礼金としては次の通りとする。

1. 関東在住者(主たる活動域)には3万円
2. 他地区居住者(主たる活動域)には5万円

懇親会費は免除される